

答 申 書

令和 3 年 11 月

由布市水道事業運営協議会

由布市水道事業運営協議会

答 申 「 水道料金のあり方について 」

はじめに

水道は市民生活、経済活動を営む上で欠くことのできないライフラインでありその重要性は不変であります。健全で持続可能な水道事業経営を目指すため、平成31年3月に策定した「由布市水道ビジョン」において「安全」「強靱」「持続」の基本方針を中心とした施策や事業展開を進めています。しかし、節水機器の高性能化、企業のコスト削減による使用水量の減少、更に給水人口の減少等により水道料金収入の長期的な減少が見込まれます。そのような経営環境の中で、老朽管の更新、施設の耐震化等、目前に迫った問題に対応していく必要があり、今後の水道事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、由布市一般会計予算からの繰入額が簡易水道事業の統合もあり大きく増大しており、健全な事業運営とは言いがたい状況です。

今回の諮問に対し由布市水道事業運営協議会として、前回での答申から災害や新型コロナウイルス等の影響で、料金制度の見直しに至っていないことを踏まえ、早期に持続可能な料金体系を実現し、経営環境の変化に対応した水道料金制度となるよう協議を進めてまいりました。公営企業の原点である独立採算制を維持するよう経営状況を見直し、今後50年、100年を見据えた安全安心な水道水の供給を図るよう努めて頂きたいと存じます。

由布市の水道事業について、より一層の事業経営の効率化が図られ、強固な事業体が構築されることをお願いし、「水道料金のあり方について」答申します。

1. 水道料金について

「経営状況を鑑み、水道料金改定を進めるべきである。」

「水道料金の統一を図り、由布市上水道と湯布院町上水道を統合すべきである。」

由布市の水道事業における収益性は低く、「給水原価」に対し「供給単価」が低い為、水道水の供給に必要な費用を水道料金で賄えていない状況である。現在、経営の健全化に向けた取り組みとして、コスト削減や収益性の向上に取り組んでいるが、今後予測される人口減少等による料金収入の減少、老朽施設の更新等の建設改良工事が控えている。

また、令和2年度より簡易水道事業の安定供給・技術基盤の強化を図るため経営統合を行ったことから、今後一層厳しい経営状況となることが見込まれる。

維持管理に掛かる費用のみならず、更新費用等も水道料金にて賄う必要があることなどを踏まえ、水道料金改定を進め、経営状況を早期に改善すべきであると考える。

さらに、地方自治法及び水道法を踏まえ、同じ市において水道料金が大きく異なることは、負担の公平性や法の遵法性を鑑み、水道料金の統一を図るべきと考える。

2. 総括原価方式について

「料金算定方法は総括原価方式とする。」

総括原価方式とは、人件費や既存の水道施設を維持管理するために必要な営業費用に、支払利息や維持管理費等の資本費用を上乗せした経費である。その「総括原価」と「水道料金の総収入額」を比べ総括原価を下回らないように水道料金を設定する方式」が「総括原価方式」である。

由布市の水道事業は平成17年10月の市町村合併から現在に至るまで、合併時の料金体系が引き続いている。そのため総括原価方式での料金体系へ見直しが行われていない状況である。

今後、水道料金を算定するにあたっては、公益社団法人日本水道協会監修「水道料金算定要領」（以下、料金算定要領）に基づき「総括原価方式」で料金体系の見直しを図るべきと考える。

3. 料金の算定期間について

「水道料金の算定期間は5年とする。」

料金算定要領では水道事業経営の安定性、期間的な負担の公平、原価把握の妥当性及び水道事業者の経営責任の面など諸々の要素を考慮した場合、概ね将来の3年から5年を基準に設定することが妥当とされている。

今後、人口の減少に伴い給水人口や料金収入が減少していくこと、また、水道施設の更新需要の増大や耐震対策など、これら様々な要因は給水原価を上昇させ、財政状況を圧迫すると想定されている。このような状況において、水道料金の算定期間をあまりにも長期間に設定することは、事業内外の不確定要素が多くなるばかりでなく、期間的公平性と安定性の確保が困難になってくることから、料金算定期間は5年を基準として水道料金の検証をすることが妥当であると考える。

4. 二部料金制、基本水量の廃止について

「二部料金制を採用し、基本水量は廃止する。」

水道の使用に関係なく必要な費用である需要費と固定費をすべて基本料金に配賦した場合、基本料金が著しく高額になり、生活水の低廉化という水道料金の原則に反することになるため、固定費の一部を従量料金に配賦することが望ましい。事業経営の安定性や負担の公平性を図る観点から、現行の体系と同様の「基本料金」「従量料金」からなる二部料金制が妥当であると考える。

基本水量については、現行体系と同様にした場合は、1m³の使用と10m³の使用でも水道料金が同一となることから不公平が生じる為、基本水量を廃止とすべきと考える。

5. 料金体系について

「口径別料金体系とする。」

水道料金体系には用途別料金体系と口径別料金体系の2種類がある。

用途別料金体系は負担能力に富んだ営業用などに依存する料金設定であるが、企業のコスト意識の浸透に伴い経費の節減を推進する中で、この用途による料金格差は公平性に反するものと考えられ、説明が難しくなっている。また、店舗と住宅の併用など使用形態が多様化する状況にあって、家庭用、営業用の適用基準が曖昧となり、公平性の確保が困難である。

口径別料金体系は、個別原価並びに量水器口径別を用いて算定されるもので、口径が大きいほど費用を多く負担すべきであるという観点から料金の客観的公平性という面を強調した料金体系である。

この料金体系は、水道の使用料が概ね量水器の口径の大小に対応していることから、費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できることを踏まえ、口径別料金体系が妥当であるとする。

6. 逡増従量料金制について

「水道料金改定は、『逡増従量料金制』とし、『水量区画』については理解が得られるよう検討をすること。」

逡増型料金体系は、料金算定要領では「特別措置として定められており、使用水量が多くなるごとに、段階的に1 m³当たりの料金を高く設定する方法である。」と明記されている。この料金体系は、水源開発や施設拡張等を最大使用水量に合わせて計画することから、使用水量が多くなると更に多額の投資につながるため、その増額分を大口需要者の料金に反映させる考え方である。

水量区画については、料金算定要領で「水量区画は、給水地域の需要実態を考慮し、使用水量の大小により概ね3ないし5段階とする。ただし、都市の実情等によっては水量区画の増減ができるものとする。」と記載されている。

このことから、水道料金改定においては「逡増従量料金制」とし、「水量区画」の段階設定については、料金算定要領を踏まえ使用者から理解が得られるよう十分検討をするべきと考える。ただし、あまりにも強度の傾斜をもつ逡増従量料金制は負担の公平の原則に照らし妥当性を欠く場合もあるため、慎重に設定するべきであることを付け加える。

付帯意見

- 水道事業の健全化を図るには、現状の原価割れの状況を解消し、供給単価が給水原価を上回り、一定の留保資金を確保する必要がある。今後、老朽施設の更新事業や耐震化事業の必要性及び現在の経営状況から判断すると水道料金改定は止むを得ないと判断し、水道料金改定率は平均 40%程度の引き上げが必要と考える。
しかし、料金の値上げは市民生活に大きな影響を与えるため、今後の決算見込みや社会経済状況等を十分に見極め、改定率については慎重且つ柔軟に判断すること。
- 今回の水道料金改定時期については、新型コロナウイルス感染症等における社会情勢を見極め判断すること。
- 水道料金改定において、急激な改定は行わず、段階的に料金が上がる「激変緩和措置」等を検討していくよう要望する。
- 料金体系を改定することになった経緯について、積極的な情報公開に努めること。さらに、使用者に理解されるよう積極的に広報し、水道事業者としての説明責任を十分果たすよう要望する。
- 水道経営の健全化に向けて常に経営の効率化を図ること。また、施設の耐震化計画や老朽管路・設備の更新計画についても社会情勢等を踏まえた多面的な視点から定期的に見直し、最適な事業運営を心がけること。

由布市水道事業の経緯

日 付	経 緯
平成 17 年 10 月 1 日	・由布市水道事業として挾間町・庄内町・湯布院町の3町合併により、2つの上水道事業と11簡易水道事業を引継ぐ ・水道事業会計上は「由布市上水道事業会計」、「簡易水道特別会計」として事業経営
平成 23 年 3 月	・由布市水道ビジョン策定
平成 27 年 10 月 30 日	・由布市水道運営協議会・答申 「由布市水道料金改定について」
平成 31 年 3 月	・由布市水道ビジョン策定（更新）
令和 2 年 4 月 1 日	・簡易水道事業の統合により2上水事業、11簡易水道事業から、2事業体で事業運営「由布市水道事業」、「湯布院町水道事業」へ - 水道事業会計上は「由布市上水道事業会計」として事業経営

由布市水道事業運営協議会・協議経過

区分	日 時 ・ 場 所	協 議 内 容
第1回	令和3年 5月13日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問「水道料金のあり方について」 前回の答申内容及び経過について
第2回	令和3年 6月25日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問②、③、⑤の項目について 2. 総括原価方式について 3. 料金の算定期間について 5. 料金体系について 水道事業の経営状況について
第3回	令和3年 7月27日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問①の項目について 1. 水道料金について
第4回	令和3年 8月26日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問④、⑥項目について 4. 二部料金制、基本水量の廃止について 6. 逦増従量料金制について
第5回	令和3年 9月27日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	諮問「水道料金のあり方について」のまとめ
第6回	令和3年10月25日 由布市役所本庁舎 3階大会議室	水道事業運営協議会答申書（案）について